

(2) 災害時における対応

これまで比較的災害が少ないとされてきた道内でも、平成28年8月の北海道豪雨や平成30年北海道胆振東部地震をはじめとして、様々な大規模災害が発生するようになってきています。障がいのある人が安全に避難できるよう、非常時を想定した助け合いの体制を日ごろから構築しておく必要があります。

災害発生時等を想定した支援ネットワークの構築や緊急通報システムの設置
様々な情報発信手段(安心・安全メール、ヤフー防災アプリ、市ホームページ、ラジオふらの、広報車等)の利用、避難時の支援体制整備など、非常時であっても安心して生活できる環境の整備も合わせて進めていきます。

図表 主な取り組み

主な取り組み	概要	担当部署等
① 防災ネットワークの確立	災害時における避難誘導や避難場所における生活支援など、必要な支援を提供できる地域住民や消防署、障がい者関連団体、民生委員等との地域ネットワークを構築していきます。	総務課
② 安心・安全メールの登録の促進	災害時における避難に不安がある市民が迅速に避難できるよう、安全・安心メールへの登録を促すとともに、システム障害等に備えた情報伝達手段の多重化を図ります。	総務課
③ 災害時における避難場所の確保と支援体制の確立	福祉避難場所の指定及び関連事業者との災害時受け入れに関する協定の締結を推進し、受け入れ体制の充実を図るとともに、在宅で被災生活を送る障がい者の巡回相談などの支援体制を整備します。	総務課
④ 個別避難計画の推進	要配慮者対策計画(地域防災計画)に基づく個別避難計画の作成を指導します。災害時の障がいの特性に配慮した対応の参考となる避難所運営マニュアルの浸透を図ります。	総務課
⑤ 防災訓練等への当事者参加の促進	地域主体の防災訓練の実施を推進し、地域の障がい者を含めた災害時要援護者の援護体制の確立を推進します。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、防災訓練等を継続的に実施します。	総務課
⑥ 防災資器材の整備	障がい者等に配慮した防災資器材の整備を進めます。	総務課
⑦ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、災害時には保健福祉部と連携して対応にあたるとともに、必要に応じてホテルや旅館等を含め、避難場所とすることを検討します。	総務課